

○一番(貫井喜代次君) いまの歳入については総務委員会に付託されるようであ

りますのでそのときにじっくりお尋ねいたします。

また歳出については了解いたしました。

○十九番(大野行夫君) 歳入についてお尋ねいたします。

市税の件で一号補正で一千二百二十万円というものがあります。

今度また市民税・固定資産税・都市計画税等の数字が出てまいりましたけれども、この出てきた数字は現年度の当初予算のときの数字からみましてあまり伸びがないということが考えられるわけです。この点について今後どのような市税の伸び率に対しての考えを持っておられるか、また滞納に対してはどのような対策をもっているのかという点をまずお願いいたします。

次に支出の点についてでございますが、先ほどもちょっとふれました衛生費の中の塵芥または尿問題につきましてこれだけの予算を組んで相当数の作業員を使って行っているわけでございますがこの予算中には作業員の健康管理という面がうたっていないのですが、現在と場跡を使ってこれら作業員が休息しております。

ご承知のとおりと場跡には施設はないし、梅雨どき等も食事をする際にマキでお湯をわかしてお茶を飲んでいる。また夕方帰るときには水でよごれた体をふいて帰るような現状でございます。このような

ことを市では承知のうえでこれら作業員等の臨時賃金等を組んでいるものかどうかお尋ねいたします。

次に土木費の武蔵野幹線についてでございますが、この武蔵野幹線一本だけの問題でしたらたいした問題ではないと思いますけれども、来年いろいろと予定されている話の中では二十一億四千万円というものがこのような関係で組まれてくると承っておりますが、二十一億という金は昭和四十七年度の一般会計予算にも等しい金額でございます。これから可決されるであろう用地課等の編成をみた場合に、はたして現在の職員でこれらの事業を今後こなしていきけるかどうか。現在三十二億という予算の中においても何か気ぜわしいような、課においては幾分やるみがあるし、また課においてはその相当忙しく立ち働きのしながら運営をしていくというような内容で現在の市行政を進められておりますが、このような関係

でここに組まれた費用に対する市の今後の職員配置、またその運営等についての考えを持っておられると思ひますのでお尋ねいたします。

それから社会教育の関係ですが、仮称市民体育館建設特別委員会の最終委員会において、外柵工事というものが委員会の要望としてとりあげられまして市長部局にお願いしてあるわけでございますが、今度の補正予算にもこの関係がのっております。体育館は予想以上の利用者でもって現在成功裏に運営されておりますけれども、このような関係も前の健康都市宣言を中心にしていったら当然私が質問していった問題の全部を健康都市宣言にまいて行っていく問題ではなからうかと思ひますが、その関係についても各担当から答弁を願ひいたします。

○税務課長(島田 猛君) 大野議員さんの質問された市税関係についてお答え申し上げます。

市税の伸びの関係でございますが、市民税関係で申しあげますと、当初予算編成にかかりまして調定の確定いたしました

したものが現時点で所得割・均等割を合計いたしましたまして四億一千百十七万五千円でございます。これに徴収率九七・二%をかけたものが予算計上額となるわけで、この額が三億九千九百十七万五千円でございます。この差額が大野議員さんが申しましたように第一回の補正で一千二百二十万円で今回二百三十八万三千円を補正させていただくわけでございます。なお、これらの増でもまだ八十五万円の未収がございます。その調定の伸びが調定額にしまして四%ばかり伸びております。伸びはだいぶ低いようですが、この内訳で申しますと、所得割の関係で特別徴収が四・四%ばかり当初の計算予想よりも落ちてゐること、それから均等割で普通徴収の関係が六・九%ばかり落ちてゐる関係で四%の伸びしか出なかったということでございます。固定資産税の関係で申しあげますと、当初予算に計上に伴ひまして調定確定が二億八千三十八万八千円でございまして予算計上の確定が二億七千六百二十万二千円となります。この徴収率は九八・五%でございます。そういたしますと当初予算計上と比べまして三千七百二十二万七千円がここに出てまいりますので、これが計

上されたわけでございます。なお調定の伸びは十五・六％でございます。次に都市計画税関係について申しあげますと、同様な考えから現在時点の調定確定額が一億一千五百八十万円で、当初予算と比べまして予算計上で組んだものが徴収率九八・三％としまして一億一千三百八十三万一千四円、この差額が現在一千五百八十一万五千円で、伸び率は調定額において一六・一％ということでございます。あと法人分の市民税関係や軽自動車、たばこ、電気がス税等があります。が、法人分については現時点ではあまり期待はできないと予想しております。それから残る軽自動車、たばこ、電気がス税等につきましては、当初予算計上時の数字ないしは電気がス税におきまして十月一日から税率が従来の百分の七から百分の六に落ちますのでそれらを考えますと幾分当初予算計上額よりも落ち込むのではないかと予想されます。しかし全般的にみまして今後市税関係の伸びは相当期待できるのではないかと予想されます。

第二点の滞納整理の関係でございますが、昭和四十七年度決算はまだできておりませんが、私どもの実績徴収によりますと

現年度で九七・七％収納しております。それから滞納繰越の関係で五〇・八％合わせまして九七・六％の徴収率ということでございます。したがいまして滞納額が今年度になりまして滞納繰越と昭和四十七年度分を合せますと二千七百三十四万円ほどになります。この徴収方法はご承知のように、現在徴収係は係長ほか五名でございます。しかしその作業は手消し込み等による原始的な方法でやっております。なお取り扱う件数が相当あります関係からどうしても作業に時間がかかり、したがって滞納者に対する情報提供——いわゆるあなたのところは滞納しているから一日も早く納めてくださいといういろいろな手続に時間がかかります関係で思うようにまいりません。したがって現在の時点では機械的にやたらどうかと、いわゆる電算化のことを考えて検討しております。まだ具体的な線は出ておりませんが、そのような方法をとって人力でなく機械に頼って早く情報を提供するようにしたならば一％ないし二％の徴収アップをはかれるのではないかと考えております。ちなみに都下二十六市の徴収成績をみますと、当市の場合現年度関係で二十六市中二十番

目、滞納繰越を合わせまして十二番目くらいの徴収成績順位でございます。そういったことから考えましてもう人力では限度にきているのではないかと思います。したがって機械に頼って正確にしかも迅速に情報を提供して十万円でも五十万円でも、一目も早く徴収する手続というか方法をとったほうがよいのではないかと思います。これには多少の金がかかりますが、金以上に徴収率が上がるということを電算化したところでは数字で示しておりますので意を強くしていき検討しているところでございます。なお、二十、六市中電算化に踏み切って現在実施しているのが約半数の十三市、それ以外に現在検討中でできれば四十九年度からやりたいといっているのが当市を含めて六市でございます。このような現状でございます。

○環境保全課長（ハ木房雄君） 自席からお許しをいただきまして大野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

し尿処理費のうち衛生費の七賃金百十四万七千円を計上してございます。これはし尿運送臨時作業員の賃金でございます。

二名分をみておりますが、ご指摘の休息室や健康保険の問題につきましてはいろいろと努力しておりますが、いずれもまだ組んでおりませんので今後努力していきたいと思っております。なお、し尿につきましては非常にご指摘のとおり臭気がかつております。私も非常に心配しております。何とか早急に考えたいと思います。

なお健康保険につきましては臨時作業員でございますので、国民健康保険に加入している現状でございます。

以上質問でございますがお答えいたします。

○助役

（竹條崎俊夫君）

最後に関東集約の関係の事業量増に対して

職員をどうするかというご質問でございますが、ご承知のように

今年欠員補充それから市民体育館の関係を含めまして七十

名近くの増員をいたしました。したがって当分の間は何とか

できるだけ内部職員をやりくりしていつて、増員については当分

の間できるだけ最少限に押えていきたいと、かように考えており

ます。

○社会教育課長（小野光朗君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この件につきまして教育委員会といたしまして要望を申しあげたのですが、今回の財政的な面を配慮いたしまして、この次には何とかご協力をいただけるという財政当局のお考えですので、今回は私どものほうはつかなかったわけです。

○十九番（大野行夫君） ご同情申しあげます。（苦笑）

税務課長の内容はよくわかります。確かに二十六市中六番目が福生の現在の徴収状況でございます。ただお役所だからといって地方自治法施行令第百七十一條ばかりを適用されると貧乏人はどこまでも徴収されるような結果になるわけです。地方自治法施行令第百七十一條の五には高額な経費を要する滞納についてはそれを控えてなるべくやるなという内容の法律が書いてあるわけです。それを適用されると一千ないし二千円を滞納した者はどこまでも追いかけてくるような状態でございます。福生の内情をみますと相当高額な滞納があるのではないかという考えを持つわけでございます。そういう考えから先ほど税務課長

がいった電算化については、市長以下前向きな姿勢で考えられまして新年度から電算化によって余った職員については滞納整理に回すという考え方で進めていってほしいと思います。そうでなかったらこの市財政の健全なる徴収がおぼつかなくなるのではないかと考えます。

それからただいま助役から説明がありました職員の問題でございますけれども、私の心配しているのは、たして現状の人員でこれからの大きな市の行政事務を進めていけるのかどうかと、これは人員で解決する問題ではなく、高額な資金をもとにしてこれらの福生市が発売していくのだと、このような状況に現在立たされているわけでございます。たしてこれだけ高額の子算がきたときにそれを消化できるかということとはわれわれ議会をはじめ市としても大きな問題になってくるのではないかと思います。

こういう観点からこの問題は愚問でございますけれども質問したわけでございます。ただいまの助役のおっしゃった増員をしないで、当分現在の状態で進めていくということ信じまして、それができ

なかった場合はその時点においてまたはっきりした助役の腹をお伺いいたしますので、その点よろしくお願いいたします。

○議長 (石川信義君) 午後三時三十分まで休憩いたします。

午後三時十七分 休憩

午後三時三十分 開議

○議長 (石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十番 (松山 清君) ニ、三質問させていただきます。

失業対策費の説明中民間自由労働組合の特別手当として三十四万六千円となっているが、これを詳しく説明願いたいと思います。それから一六頁、議会費の中で議員旅費百三十九万六千円は当然議員の見聞を広める意味で視察等を行うことは大いにけっこうなことですが、ここに議員旅費百三十九万六千円が補正されたことの前提には、四月に沖縄視察をして二百万円以上の旅費を先食いしていることがあるわけです。私はこの視察そのものを否定するわけではないが、少なくとも四月からすでに六カ月も経

過しているわけです。しかし沖縄視察の報告書がいまだ出されたという記憶がないわけです。従来委員会等でも視察した場合には簡単な報告書が出されているわけです。当然そういうけいめをつけるべきだと思います。そういう点でこの補正予算を組む前に視察結果の報告を出してけいめをつけたうえで補正を組むのが竹助ではないかと思えます。そこでこのように安易に補正を組むことについてお尋ねしたいと思います。

また議長交際費等についても全員協議会等で話し合いもありましたが、これは単純に計算いたしましたとしてもこの三月までの半年間で百二十万円ということならば月二十万円という高額額の補正になることから、議長交際費は必要最少限度にとどめるべきではないかと思えますので、この見解をお聞かせ願いたいと思います。

○助役 (竹條崎俊夫君) 民間自由労働者特別手当は夏に一人二万九千円

の五名分であり、冬は別個の問題であってまた陳情等が出た場合には議会でご審議願って出すか出さないかをきめるわけです。もし冬に出さないことになれば予算上残が出ると思えます。

それから議会費の旅費でございますが、沖縄視察の問題は別  
でございます。委員会の視察旅費を臨時的に取って視察した次  
第でございます。しかレ委員会の視察を行なわないわけにはまい  
りませんので、ここに新たに委員会の旅費を追加計上しようと  
するものでございます。

「それはわかつている。」「わかつていればいいじゃあないか。」

報告書がどうのこうのというのは質問ではない。」と

呼ぶ者あり

○十番 松山清君 民間自由労働者特別手当については冬の分

までみているわけですか。

○助役 篠崎俊夫君 冬の分については議会におはかりしてきめるわ

けです。予算の残が出るかも知れないということです。

○十番 松山清君 私は沖縄視察についてのけじめをつけることをい

っているわけで、決して委員会の視察についていったわけではあり  
ません。過去の例をみましても委員会の視察にはすべて報告書  
が出されておりますのに、沖縄視察については二十数名の方が

行かれたのに報告書が出されないということが不思議なわけです。  
ですからそのようなことをはっきりさせていただいてから予算を組  
むべきではないかと考えるわけです。

○議長 石川信義君 このままの態勢で暫時休憩いたします。

午後三時三十七分 休憩

午後三時三十九分 開議

○議長 石川信義君 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十番 松山清君 この問題については今後全員協議会等も開かれ  
るかも知れませんが、この点についてはよく説明を聞くことでいまの  
発言は意見として述べさせていただきます。

○議長 石川信義君 以上で質疑を終ります。

○十一番 伊東忠次郎君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については総務・  
建設・厚生各常任委員会に付託し審査せしめられんことを  
望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君）おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は総務・建設・厚生各常任委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第九十号

は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君）日程第七議案第九十一号昭和四十八年度福

生市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（水道課長 上野重勝君登壇）

○水道課長（上野重勝君）ご指名をいただきましたので議案第九十

号昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第一号）

福生市議会

の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本予算の主たるものは、収益的収入及び支出のうち支出の中で不足いたしております原水及び浄水費百三十八万一千円と、精算の結果不用となりました減価償却費百五十四万六千円、それに起債の利息二万三千五百円等を補正いたしまして合計二十八万五千円の減額をしようとするものでございます。

条々文の説明は省略いたします。

まず第一款事業費、議決予定額一億九千四百八十八万九千円に對しまして減額二十八万五千円でございまして、計が一億九千四百六十万四千円と相なるわけでございます。内訳といたしましては第一項の営業費用におきまして五万円の減額、これは受水費における百三十八万一千円の増額、減価償却費におきまして百五十四万六千円の減額、その他若干の雨面要費を増額補正いたしまして差し引き五万円の減額と相なるわけでございます。第二項の営業外費用の議決予定額五千九百五十六万三千円に對して補正予定額二十万五千円の減額でございますが、これは先般も説明いたしましたよ

うに起債の利息が三月一日に借り入れる予定であったのを三月末日に借り入れたのでその分が余ったために減額しようとするものでございます。その結果収入には変更ございませんが支出において若干の減額となりましたので、昭和四十八年度第一号補正の段階におきまして剰余金の額が五百五十一万九千円と相なります。

第三条は資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん内訳でございますが、先ほど申しあげましたように減価償却費が百五十四万六千円の減額となりましたので、当年度損益勘定留保資金に從來三千百七十七万四千円計上しておりましたものをその額だけ減額して三千二十二万八千円としようとするものでございます。

以上竹間単でございますが説明を終らせていただきます。

○議長 (石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了します。

これより本案に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十一番 伊東忠次郎君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、ます議案第九十一号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十一号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 (石川信義君) 日程第八議案第九十二号昭和四十七年度福

生市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長 上野重勝君登壇)

○水道課長 (上野重勝君) ご指名をいただきましたので議案第九十二

号昭和四十七年度福生市水道事業会計決算認定について提案理由並びに内容のご説明を申しあげます。

最初に概況からご説明申しあげます。

水道事業につきましましては公営企業という立場から公営企業法の基本原則である経済性の発揮と公共の福祉を重点として運営をまいりました。その結果収益的収支におきましては本年度も約九百二十五万四千の黒字を計上するに至った次第でございます。また四十七年度におきましては給水の面では初めて七月、八月の需要期に東京都水道局より分水を受けまして給水を行った次第でございます。現在市内水道は十三本の井戸から原水を補給してありますが、これは逐次減少の方向にありますので今後分水を受けることは次第に多くなると考えております。それから建設面においては資金六千万円の企業債を主体として、そのほか補てん財源等をもって事業を実施した次第でございますが、主として区画整理地内の配水管の事業あるいは都市計画の進行に伴いまして水道管を増設いたしまして

その延長は約九キロメートルに及んでおります。また都より水道一元化につきましましては、この年度におきましては情報の収集あるいはこれに伴うところの財政・施策両面において十分に検討しながら進めてまいった次第でございます。なおこの件については事態も急迫してまいりましたので、近い将来においていろいろご協議をいただくことになるのではないかと考えております。

以上概要につきましましては終了します。

次にその内容についてご説明申しあげます。

まず一頁の目次について説明いたします。

この決算書の内容は、一として昭和四十七年度福生市水道事業決算報告書、二として損益計算書、三として剰余金の計算書、四として剰余金処分計算書、五として貸借対照表、六として付属明細書という内容に分かれております。では逐次内容の説明をいたします。

最初に決算報告でございますが、(一)の収益的収入及び支出のうち収入についてご説明いたします。